

議決権行使に関する グローバル方針

2025年2月

エグゼクティブ・サマリー

マニユライフ・インベストメント・マネジメント¹のすべての投資チームは、私たちの投資戦略とお客さまの投資目標に沿った投資を行う責任を負っています。議決権行使にあたっての私たちのアプローチは、投資、法的事項、企業統治、環境・社会問題、投資のスチュワードシップに関する専門的知識を有する人材を含め、組織全体にわたる多数の個人とチームの能力と知識を活用することです。組織体制を有効に機能させながら、長期的な価値を根拠づける財務上重要な要因を考慮して議決権行使を実践します。

この議決権行使に関するグローバル方針（以下、「本方針」）は、付属資料Aのリストに掲載されたマニユライフ・インベストメント・マネジメント傘下の各資産運用会社に適用されます。グループ会社が所在する各法域の規制上の要件を遵守するため、必要に応じて、該当するグループ会社に適用される個別の追加的手順を実施し、コンプライアンスを図る場合もあります。本方針は、事業上起こり得る状況を網羅することを意図したものではなく、意思決定の指針となるように策定されています。よって、様々な出来事や状況に対応するため、その都度本方針を更新し新たな解釈を加える場合があります。

私たちの議決権行使に関する広範なガイドラインは、別個のマニユライフ・インベストメント・マネジメントの議決権行使に関するグローバル・ガイドライン（以下、「当ガイドライン」）に定められています。

当ガイドラインは、具体的な議決権行使の対象となる議案と内容に対する包括的なアプローチを示したものであり、様々な問題固有のステートメント²と併せてお読みいただくことを想定しています。当ガイドラインは、受託者として、長期的価値を推進することになると考える手法を記載した重要な公的開示文書であり、私たちはこの原則に従って議決権を行使します。当ガイドラインでは、環境、社会、ガバナンス（ESG）の統合戦略³に基づき議決権行使を行う手法を広く示していますが、テーマ別戦略固有の議決権行使に関する追加的ガイドラインもあります。私たちのテーマ別戦略は、特定のESG課題やトレンド⁴に焦点を当てた投資戦略です。投資先企業（通常は現行の経営陣）について肯定的な確信を得た場合、その企業への投資を積極的に決定することになります。それゆえ、経営陣の議決権行使の推奨を支持することが多いものの、経営陣による推奨のみを考慮に入れるわけではありません。議決権行使のガイドラインを公的に開示する目的は、投資先企業の経営陣に私たちの考え方を理解してもらい、効果的な意見交換を図ることにあります。

私たちは、投資専門家が個々の議案に関する事実や状況を考慮することができるよう、これらのガイドラインを柔軟に適用します。

¹ マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションのグローバル・ウェルス・アンド・アセット・マネジメント（GWAM）部門のグローバル・ブランドであり、退職年金プラン、個人投資家向け、機関投資家向け（伝統資産およびプライベート・アセット）の各ビジネス部門で個人投資家と機関投資家のお客さまに資産運用サービスを提供しています。

² 私たちの問題固有のステートメントには、例えば、気候変動ステートメント、ネイチャー・ステートメント、役員報酬に関するステートメントがあります。

³ ESGの統合と量的審査が含まれます。

⁴ サステナビリティ、サステナビリティ・テーマおよび影響に関する課題（例えば、クリーン・エネルギー、気候変動緩和）が含まれます。

議決権行使方針

- 議決権は、株主の権利を構成する基本的要素であり、重要な統制手段です。お客さまから議決権行使の権限を委任された場合、マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、受託者責任を果たすように議決権を扱う義務を負います。
- 議決権行使やさらに広範なスチュワードシップなどにより、投資プロセス全体を通じて、お客さまのために投資戦略の所定目標を達成するよう努めます。
- 優良な企業統治を促します。これにより企業のリスク管理が最善のものとなり、長期的な株主価値を支持することになって、企業の長期的なレジリエンスが向上すると考えます。
- サステナビリティの要素が財務価値に大きな影響を与えると考えられる場合、私たちは、財務上重大なサステナビリティのリスクと機会を投資プロセスに組み込んでいます。
- 投資先企業の取締役会との間で建設的な関係を確立するよう努めるほか、意見交換を議決権行使の意思決定プロセスに組み込むよう努めています⁵。
- 意思決定の全体にわたって私たちの幅広い専門的知識を活用するよう最善を尽くします。
- お客さまから議決権行使の権限を与えられ、その責任を引受けた場合は、委任状を確実に受領するよう努め、経済的価値の最大化を目標に議決権行使を行うよう、または議決権を行使しないよう努めます。
- 把握した利益相反の可能性を予防、軽減するための手順を実施しています。
- 議決権行使に関する方針と手順に関する情報をお客さまに開示します。
- 様々な問題について適切な専門的知識を用いて公式見解を策定し、開示することにより、その問題によって投資家がどのような財務上の影響を受けるかに関する意見を表明しています。
- 議決権行使に関する記録を保持します。

議決権行使基準

議決権行使権限の範囲

私たちが議決権を行使する権限は、お客さまとの契約により決定されます。お客さまから議決権行使の権限を与えられ、その責任を引受けた場合は、委任状を受領するよう努め、投資資産の経済的価値の最大化を目標にお客さまの最善の利益にかなう議決権行使を行うよう努めます。ただし、議決権行使を控えることがお客さまの最善の利益となると判断した場合は、その判断に従います。私たちは、お客さまの最善の利益にかなうように、かつ受託者責任と適用法令に従って議決権が行使されるようにするために、この議決権行使の方針と手順が合理的に定められていると考えます。

お客さまからその口座内の証券について議決権行使の権限を与えられた場合、私たちは、議決権行使に関する方針と基準に従って議決権を行使し、お客さまは、具体的な委任状勧誘において議決権行使を指示することはできません。お客さまが口座内の証券について議決権行使の権限を私たちに与えていない場合には、他のサービス会社にご相談されることをお勧めします。私たちは原則として、議決権行使の権限を与えていないお客さまに対し議決権行使に関する助言を行いません。

議決権行使書および委任状関連書類の受領

お客さまが議決権を有する場合を除き、顧客口座に関連して受領した委任状や総会資料をすべて議決権行使サービス会社に転送するよう、お客さまの証券保管機関に指示します。受領した委任状はお客さまの持分株式との照合を行い、期限までに議決権行使サービス会社に委任状が届かない場合、証券保管銀行に通知します。

議決権行使サービス会社の利用

マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使サービス会社を活用して、適時に投票を行い、議決権行使に係る賛否を伝えるために関連調査を適時に行い、関連する記録を保持します。マニュライフ・インベストメント・マネジメントは、他の業務遂行に加え、議決権行使サービス会社との契約により、以下の業務を委託しています。

⁵ エンゲージメント活動の詳細について、[Manulife Investment Management Global Issuer Engagement Policy](#)をご参照ください。

- ・ プロダクト戦略を考慮に入れて、調査し、かつ賛否についての推奨を行う。マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、ESG統合戦略³に関する機関株主サービス（ISS）ベンチマーク方針と、テーマ別戦略⁴に関するISSサステナビリティ方針を採用しました。これらの方針を基礎的な原則として選定しており、該当する戦略に沿った推奨を行います。いずれの方針も、当社の様々な問題固有ステートメントとの広範な整合性を保つために、定期的に見直しを行います。
- ・ 議決権が適時に行使されるよう図る。
- ・ 議決権行使に係る議案に関連した追加資料を投資先企業が提出した際に通知する。
- ・ 議決権行使に関するその他の事務作業を行う。
- ・ 招集通知の記録を残し、要請に応じて速やかにそのコピーを提出する。
- ・ 投票結果（賛否）の記録を残す。
- ・ 議決権行使関連の事項全般についての推奨を行う。

この議決権行使のプロセスでは、様々な問題を取り上げた該当する方針に則った賛否の当初推奨案を議決権行使サービス会社が作成します。

賛否の推奨の提出を受け、マニユライフ・インベストメント・マネジメントはこれを検討した上で、最終的に一覧にまとめます。議決権行使サービス会社から当初案が提示された後であっても、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、その都度自社評価を基に、当初案とは異なる議決権行使指図書を提出する権限と運用上の機能を有します。後述のとおり、議決権に関する推奨と賛否についての検討を踏まえ、議決権行使指図書を変更することがあります。

賛否の検討と決定のプロセス

マニユライフ・インベストメント・マネジメントの持分比率が高い場合、議決権に関するオプションを積極的に検討します。持分比率が高いとは、マニユライフ・インベストメント・マネジメントが発行済株式の2%以上（すべての顧客口座を合算した場合）を保有する場合を指します。投資専門家は、その保有株式に関する他の議決権行使事項についても検討して、賛否の提案および／または決定を下記のとおり行うことがあります。マニユライフ・インベストメント・マネジメントの持分比率が高い企業については、投資専門家は、議決権行使事項の通知を受けて、関連する議案につき検討します。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントの投資専門家は、組織全体にわたる社員の専門的知識を用いて、議決権行使に関し調査して助言を行います。この助言は、議決権行使サービス会社が行う調査と推奨および投資専門家が行う検討を補完するものです。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントの投資専門家は、個々の議案に関し事実や状況を考慮する際に、サステナビリティ・チームによる内部的審査と助言を求めることがあります。投資専門家は、入手可能なあらゆる情報を考慮した上で賛否を決定します。議決権行使が議決権行使サービス会社から受けた当初の推奨とは異なる場合、サステナビリティ・チームは、変更を行い、その決定の根拠の記録を残します。

場合により、議決権行使の対象が議決権行使サービス会社の調査や推奨の範囲を超える場合があります。議決権行使に責任を負う投資専門家がプロキシ・オペレーションズ・チームに賛否案を提出し、当チームは、これに従い議決権を行使します。

貸株

お客さまは、貸株を行う権利を有しており、これを実行する場合がありますが、私たちは原則として、議決権維持のため、貸株を制限し、貸し出されている株式を回収する権利を有しています。特に顧客口座全体を合算して持分比率が2%以上となる投資先企業の議決権を維持することが重視されています。顧客口座全体を合算して合計持分比率が2%以上となる投資先企業の株式については、可能な限り、体系的に貸し出しを制限し、貸し出されている株式を回収するためのプロセスを確立しています。

議決権行使を控える場合

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権を行使する状況を制限する旨の合意を事前にお客さまと交わした場合、議決権行使を控える場合があります。また、議決権を行使する権利を著しく毀損しかねないロジスティクス上の問題を理由に議決権行使を控える場合もあります。こうした問題の一例を以下に挙げます。

- 議決権行使に関連するコストが、お客さまの期待収益を上回る。
- 証券貸出プログラムに従って貸与されているお客さまの証券に基づいて原証券が貸与されており、回収できない。
- 株主総会の招集通知から株主総会実施までの期間が短い。
- 議決権行使には株主総会への出席が求められる。
- 現地の規制により、外国籍の人による議決権行使が制限される。
- 株主総会に先立つ一定期間における株式売却が制限される（すなわち、シェア・ブロッキング）。
- 業務上秘密性の高い情報の開示を求められ、当該情報が公になる可能性がある（すなわち、再登記）。
- 議決権行使指図を円滑に進めるために現地代理人に委任状を提供することが求められる（このような場合、議決権行使が確実に行われる保証がない）。
- 一定の株式について議決権を行使する権限を有しているか確認するために十分な情報が入手可能ではない。
- お客さまの証券保管機関が、委任状を電子形式で転送・処理することができない。

エンプティ・ボーティングへの非関与

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、エンプティ・ボーティングに関与することはありません⁶。また、市場における経済的リスクを回避しつつ議決権を取得することのみを目的としてヘッジ取引による大規模なポジション取りを行うことを、傘下の各資産運用会社に禁じています。借株（空売りやヘッジ取引のために借りた株式）であることを知りながら、その議決権を行使することはありません。

⁶ エンプティ・ボーティングという語には、株主総会での議決権の一部または全部が総会の日において株式の実質的所有権から分離されることになる様々な事実的状況が含まれます。

利益相反

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、お客さまの受託者としての義務を負っており、議決権行使業務に関連して利益相反が生じる可能性があることを認識した上で、受託者責任として、潜在的な利益相反を把握および開示し、かつ軽減するよう努めます。

議決権行使業務に関連して、以下の場合に利益相反が生じる可能性があります。

- 機関投資家であるお客さまのスポンサーである会社、またはマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション（MFC）もしくはそのグループ会社と重要な取引関係がある会社において議決権を行使する場合で、その関係によってマニユライフ・インベストメント・マネジメントが不当な影響を受けかねない場合
- マニユライフ・インベストメント・マネジメントの従業員がある会社と重大な関係を有している場合で、これにより議決権行使業務に影響を受けかねない場合

マニユライフ・インベストメント・マネジメントでは、把握した潜在的な利益相反を防止および軽減するプロセスを実施しています。

- マニユライフ・インベストメント・マネジメントの各従業員は、グローバル倫理規定と事業活動一般原則の適用を受けているため、受託者としての義務が強化され、お客さまの利益を第一に考えなければならないことを認識しています。従業員と会社との間に重大な利益相反がある場合には、必要に応じて従業員の上司と法務／法令遵守部門に当該利益相反を開示しなければならず、当該従業員が当該会社に関する賛否に影響を及ぼすことが適切であるかどうかを判断します。
- 私たちが採用する組織構造では、実際の利益相反または潜在的な利益相反を最小化するため、そしてお客さま自身の最善の利益となる形で議決権を行使する一助とするために、サステナビリティ・チームや投資専門家の指揮系統を、販売部門やベンダー部門とは別にしています。
- 親会社であるMFCまたはその関係事業体から独立して、議決権を行使します。

MFCの議決権付株式

MFCは、マニユライフ・インベストメント・マネジメントの上場親会社です。一般的に、上場企業（およびその子会社）が自社株を自己口座で保有することは法律で制限されています。そのため、MFC株式投資方針では、MFC自らまたはその子会社が、MFCまたはその子会社のためにMFC株に投資または保有することができる（あるいはできない）限られた状況を定めています⁷。

MFC株式投資方針は、グループ外の第三者に代わり行われた投資は対象としておらず、これは引き続きお客さまに帰属します⁸。しかしながら、このような投資についても、お客さま独自のガイドラインやマニユライフ・インベストメント・マネジメントの他の方針、その他関連法令により、制限を受ける場合があります。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントがMFC株式の議決権行使を委託された場合、利益相反を軽減するため、外部の議決権行使サービス会社の賛否の推奨に沿って議決権行使を行うよう、または議決権を行使しないよう努めます。

⁷ 例えば、一般勘定ファンド、グループ会社の分離型ファンドまたは分離勘定、グループ会社のミューチュアル／プール・ファンドが含まれます。

⁸ 例えば、グループ外のミューチュアル／プール・ファンドやグループ外の機関投資家向け投資運用ポートフォリオなど、グループ外の第三者のために運用または助言が行われる資産が含まれます。

方針に関する責任と監督

伝統資産サステナビリティ委員会（SC）が、本方針およびマニユライフ・インベストメント・マネジメントの議決権行使機能ならびに第三者議決権行使サービス会社について監督と監視を行います。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントのプロキシ・オペレーションズ・チームが議決権行使に関する日常管理業務について責任を負い、サステナビリティ・チームが賛否の調査と分析および変更した議決権行使の実行に責任を負います。プロキシ・オペレーションズ・チームが議決権行使上重大な問題があることを把握した場合、それをサステナビリティ・チームに報告し、これを法令遵守部門とSCが精査します。

SCは、議決権行使プロセス支援のためにマニユライフ・インベストメント・マネジメントが業務を委託するすべてのサービス会社を適切に監督する責任を負います。例えば、以下のような監督が含まれます。

- **年次デュー・デリジェンス：** マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、年に一度、議決権行使サービス会社のデュー・デリジェンスを行います。このデュー・デリジェンスでは、業界における当該サービス会社の評判、リスク、法令遵守の状況、技術インフラの評価などを行います。また、サービス提供会社がマニユライフ・インベストメント・マネジメントの要求事項を充足する能力を有しているか否か（すなわち適切な報告実施の可否や当該サービス会社のスタッフや人員の適性および資質、データ源や情報源の質と正確さ、議決権行使に関する推奨を最新かつ正確な情報に基づき行うことを可能にする強固な方針と手順を確立しているか、議決権行使の推奨に関連する利益相反に対処するための強固な方針と手順を確立しているかなど）を審査します。
- **最新情報の定期報告：** マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使サービス会社に対し、当該企業が私たちの方針に則って議決権行使に関する独立した助言やサービスを行う能力に何らかの変化をもたらす事業上の変更があった場合に、最新情報をすべて報告するよう求めています。

記録保持および報告

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、お客さまからの要請に応じて、議決権行使方針のコピーを提供するほか、ウェブサイトにも議決権行使方針を掲載しています。お客さま向けに、関連する開示書類や法定開示書類において議決権行使プロセスを説明しており、お客さまから委託された議決権行使における投票結果に関する情報入手プロセスも開示しています。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使活動に関する記録を保持します。記録には、議決権行使に関する方針と手順やお客さまに代わり行った投票の結果の記録、お客さまからの議決権行使関連情報の提供要請の記録、賛否を決定するにあたり作成したすべての書類が含まれます。当該書類は、規制当局や政府機関の閲覧に供されることがあります。

マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、議決権行使に関する記録を公表しており、毎月更新しています。議決権行使に関する記録には、通常、個人投資家や機関投資家、その他のファンドのお客さまのために行った投票の結果の集計が反映されています。

方針の修正と例外

伝統資産サステナビリティ委員会は、本方針について、少なくとも3年ごとの見直しに加え、定期的に見直しを行うことになっているほか、本方針に対する修正を勧告および承認することがあります。

本方針からの逸脱は、グローバル・チーフ・インベストメント・オフィサーが、マニユライフ・インベストメント・マネジメントのチーフ・サステナビリティ・オフィサーと協議の上、事前に承認した場合に限り認められます。

付属資料A

本方針の適用対象となる主要法人

Manulife Investment Management Limited

Manulife Investment Management (North America) Limited

Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited

PT Manulife Aset Manajemen Indonesia¹

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

Manulife Investment Management (Malaysia) Bhd.

Manulife Investment Management and Trust Corporation

Manulife Investment Management (Singapore) Pte. Ltd.

Manulife IM (Switzerland) LLC

Manulife Investment Management (Taiwan) Co., Ltd.¹

Manulife Investment Management (Europe) Limited

Manulife Investment Management (US) LLC

¹ 議決権行使に関する現地の関連法令上の理由（議決権行使が手動／物理的な方式で行われる場合や当該法域に第三者議決権行使サービス会社がない場合など）により、PT Manulife Aset Manajemen Indonesia は、第三者議決権行使サービス会社を使用していません。Manulife Investment Management (Taiwan) Co., Ltd.は、台湾企業以外の企業に関する議決権行使に限り、第三者議決権行使サービス会社を使用しています。